

V 具体的取組と計画目標

1 考え方

三重県における子どもの貧困の現状と課題をふまえ、国の大綱に示された、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援に包括的かつ一元的な支援を加えた5つの支援を柱として取組を進めます。

また、子どもの貧困対策を着実に推進するためには、県（行政）の行う事業の成果や達成の状況を検証・評価することが重要です。

このため、5つの支援の柱全てに平成31年度までの達成（数値）目標とモニタリング指標を設定して進行管理に活用し、PDCA（計画→実行→評価→改善）のプロセスにより、基本理念の実現に向けて対策を推進していきます。

なお、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」（平成28年度～平成31年度）、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成27年度～平成31年度）、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」）及び「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を含む：平成27年度～平成31年度）、「三重県家庭的養護推進計画」（平成27年度～平成41年度）、「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」（平成27年度～平成36年度）等、子どもの貧困対策に係る取組が含まれている関連計画もふまえて取組を進めます。

【全体のモニタリング指標】

	項 目 名	現 状
<input type="checkbox"/>	生活保護世帯における子どもの数（人）とその割合	2,137人 0.72% (H26)
<input type="checkbox"/>	子どもの貧困率（全国）※H25年国民生活基礎調査	16.3% (H24)
<input type="checkbox"/>	子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率（全国） ※H25年国民生活基礎調査	54.6% (H24)

注）モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標： 目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

2 具体的な取組

（1）教育の支援

学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材の配置や地域による学習の支援、関係機関のネットワーク構築を進めるとともに、就学の援助、学資の援助などに取り組み、貧困の状況にある子どもの教育の支援を行います。

①「学校」をプラットフォームとした子どもの貧困対策の展開

ア 学校教育による学力保障

- ・ 小中学校において、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック、ワークシートの3点セット等を活用し、授業方法等の工夫改善を継続的に進めるとともに、家庭・地域と連携して子どもたちの学ぶ意欲を高め、学力の向上を図ります。また、県指導主事等が小中学校を積極的に訪問し、学力向上の取組の支援を行います。(教育委員会)
- ・ 子どもたちが「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」を実感できるよう、教員の授業力向上や授業改善につながる研修を推進します。(教育委員会)

イ 学校を窓口とした関係機関等との連携

- ・ 社会的な背景により多様な課題を抱える子どもたちに対する教育相談を充実させるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、心理や福祉等の専門性を有する人材を学校に配置または派遣し、教員と連携を図り、貧困をはじめとする学校だけでは解決が困難な事案に対して支援を行います。(教育委員会)
- ・ ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図ります。(健康福祉部、健康福祉部子ども・家庭局、教育委員会)

ウ 地域による学習支援

- ・ 地域とともにある学校づくりの仕組みの導入を促進するとともに、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする子どもたちに対して、「地域未来塾」による学習支援活動を推進します。また、地域の退職教員・大学生等による教科指導の補助および補充学習や発展的な学習を推進します。(教育委員会)
- ・ 教育的に不利な環境のもとにある子どもたちの自尊感情や学習意欲を高めるために、学校・家庭・地域が連携して学習支援や体験活動などに取り組む「子ども支援ネットワーク」の活動を促進します。(教育委員会)
- ・ 地域住民等の協力を得て、学校等を活用し、計画的に子どもたちの活動拠点(居場所)を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民等との交流活動等を行う「放課後子ども教室」への支援を行います。(健康福祉部子ども・家庭局)
- ・ 地域で子どもたちの体験活動等に取り組む関係者のネットワークを構築します。(教育委員会)
- ・ 貧困の状況にある子どもを支援している民間団体が行う体験活動への助成を行っている「子どもゆめ基金」事業を周知します。(教育委員会)

エ 高等学校等における就学継続のための支援

- ・ 小・中・高等学校を通じて、組織的・系統的なキャリア教育の充実・改善、仕事に対する子どもたちの理解促進、外部人材を活用した職場定着支援等に取り組み、地域の担い手育成を推進します。(教育委員会)

- ・ 県立高等学校および私立高等学校等中退者が、県立高等学校および私立高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで（最長2年間）授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給します。（教育委員会、環境生活部）

オ その他の教育支援

- ・ 市町教育委員会等の学校給食関係者との会議の場を通じて、学校給食の普及・充実に関する啓発を図るとともに、学校給食を食育の「生きた教材」として活用し、望ましい食生活に対する子どもたちの関心と理解を深めます。（教育委員会）

② 幼児教育に係る経済的負担の軽減

- ・ 国の動向等をふまえ、多子世帯の負担軽減や低所得世帯の負担軽減など、幼児教育の段階的無償化に向けた取組を推進します。（健康福祉部子ども・家庭局）

③ 義務教育段階の就学支援の充実

- ・ 生活保護費の「教育扶助」により、義務教育期間の子どもがいる世帯に給食費や学用品など、修学にかかる費用を支給するとともに、関係機関と連携し学習支援について推進します。（健康福祉部）
- ・ 教員を対象に、教育相談に関する専門的内容を学ぶ研修会、教育相談に携わる教員が相互につながりネットワークを広める研修会、家庭、地域、保健・福祉等との連携のあり方を学ぶ研修会を開催し、貧困をはじめとするさまざまな教育相談に関する資質の向上を図ります。（教育委員会）
- ・ 福祉の専門性を有するスクールソーシャルワーカーを学校の要請に応じて派遣し、教員と連携を図り、貧困をはじめとする学校だけでは解決が困難な事案に対して支援を行います。（教育委員会）

④ 高等学校等就学に対する教育機会の提供

- ・ 県立高等学校および私立高等学校に通う生徒で、市町村民税所得割の額が一定の金額未満の世帯に属する生徒に対して、授業料に充てるための就学支援金を支給します。（教育委員会、環境生活部）
- ・ 授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒の保護者等に対し、奨学給付金を支給します。（教育委員会、環境生活部）
- ・ 経済的な理由により高等学校等における修学が困難な者を支援するため、修学奨学金を貸与します。また、ひとり親家庭については、貸与に係る収入基準の見直しにより支援の充実を図ります。（教育委員会）
- ・ 「生活保護法」に基づく保護を受けている者およびこれに準ずる者などの授業料の全部または一部を減免します。（教育委員会）
- ・ 生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給します。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、自立

更生に充てられることから収入として認定しない取扱いとします。

(健康福祉部)

- ・ 保護者の経済的負担を軽減し、修学に対する支援を行うため、授業料や入学料の減免等を行う私立高等学校等に対して補助を行います。(環境生活部)
- ・ 資格・免許を取得または技能を修得し、将来の経済的自立につなげようとする低所得世帯の生徒に対し、専修学校高等課程で修業する場合は奨学金を貸与し、専修学校専門課程で修業する場合は、奨学金の利用にかかる利子の一部を助成します。(環境生活部)
- ・ ひとり親家庭の子どもが、高等学校等に就学するために必要な支度資金等の資金貸付を行います。(健康福祉部子ども・家庭局)
- ・ 低所得者世帯の子どもが、高等学校等に修学するために必要な授業料等の資金貸付を行います。(健康福祉部)

⑤ 特別支援教育に関する教育の支援

- ・ 特別支援学校に就学する子どもたちの保護者の経済的負担を軽減するため、交通費、学用品購入費等の就学に必要な経費の一部を支援します。(教育委員会)
- ・ 発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちへの支援が早期に行われ、学校間で支援情報が円滑に引き継がれるよう、支援体制の整備を進めます。(教育委員会)
- ・ 発達障がい児等に対する重層的な支援体制の構築をめざし、市町における専門人材の育成、発達障がい児等に対する支援ツール「CLM(Check List In Mie:発達チェックリスト)と個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への導入促進や家族支援等を行います。(健康福祉部子ども・家庭局)
- ・ 特別支援学校において、一人ひとりの進路希望を実現できるよう、計画的・組織的なキャリア教育を進めます。(教育委員会)

⑥ 大学等進学に対する教育機会の提供

- ・ 意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、三重県が設置運営する大学の授業料免除等を行います。(健康福祉部医療対策局、農林水産部)
- ・ 養成施設卒業後、三重県内で看護職員や保育士等として就業する意思のある方で、貸与を希望される方に返還猶予や返還免除付きの修学資金の貸付を行います。(健康福祉部医療対策局、健康福祉部子ども・家庭局)
- ・ 国内の医学部医学科に在学し、卒業後県内において、一定の返還免除条件を満たす勤務をしようとする人に対して修学資金の貸与を行います。(健康福祉部医療対策局)
- ・ ひとり親家庭の子どもが大学等に修学するために必要な授業料等資金の貸付を行います。(健康福祉部子ども・家庭局)
- ・ 低所得者世帯の子どもが、大学等に修学するために必要な授業料等資金の貸付を行います。(健康福祉部)

- ・ ひとり親家庭の子どもと、児童養護施設や里親のもとで暮らす子ども等に対して、国や民間機関による奨学金制度の周知・活用等を図り、大学等への進学を支援します。(健康福祉部子ども・家庭局)
 - ・ 大学等への進学により児童養護施設や里親委託を解除した者等のうち、保護者がいない等の理由により安定した生活基盤の確保が困難な者等に対して、一定の条件を満たした場合は返還免除となる家賃相当額および生活費の貸付を行います。(健康福祉部子ども・家庭局)
- ⑦ 生活困窮世帯等への学習支援
- ・ 「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮世帯(生活保護世帯を含む。)の子どもを対象に、地域の実情、必要性に応じて、学習支援事業を行います。(健康福祉部)
 - ・ ひとり親家庭の子どもへの学習支援について、実施する市町を支援し、その拡大を図ります。(健康福祉部子ども・家庭局)
 - ・ 児童養護施設や里親のもとで暮らす子ども等の学習を支援します。(健康福祉部子ども・家庭局)

【目標とモニタリング指標】

	項 目 名	現 状	平成31年度
■	生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町数	6市町 (H26)	29市町
■	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93.5% (H26)	98.8%
■	児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	91.4% (H26)	98.8%
■	放課後を利用した補足的な学習サポートを週2回以上実施した学校の割合	小学校 22.7% 中学校 13.7% (H27)	小学校 27.0% 中学校 18.0%
□	就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率	17,463人 11.61% (H25)	—
□	入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町の割合	90.0% (H26)	—
□	毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町の割合	83.3% (H26)	—
□	スクールソーシャルワーカーの配置人数	8人 (H27)	—
□	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	2.6% (H26)	—
□	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	24.2% (H26)	—

□	児童養護施設の子どもの大学等進学率	18.2% (H26)	—
---	-------------------	----------------	---

注) 目標は■ モニタリング指標は□

モニタリング指標： 目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

(2) 生活の支援

貧困の状況にある子どもおよびその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供、その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援を行います。

① 保護者の生活支援

ア 保護者の自立支援

- ・ 生活困窮者に対し、「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談支援事業を行います。また、家計に課題のある生活困窮者に対し、家計相談支援事業を実施するとともに、市町（福祉事務所設置自治体）においても取組が進むよう、必要な情報提供を行います。（健康福祉部）
- ・ 三重県母子・父子福祉センターにおいて、家庭での育児や子どもの世話などに悩みを持つひとり親家庭を対象にした情報交換会や生活相談を実施することにより、ひとり親家庭の生活を支援します。（健康福祉部子ども・家庭局）
- ・ 一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うひとり親家庭等日常生活支援事業の拡充を図り、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を進めます。（健康福祉部子ども・家庭局）
- ・ 母子生活支援施設において、配偶者のない女性またはこれに準ずる事情にある女性およびその者の監護すべき児童を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行います。（健康福祉部子ども・家庭局）
- ・ 女性相談所において、配偶者等からの暴力（DV）被害や生活困窮など、さまざまな事情により困難を抱えている女性の自立のための相談、支援を行います。（健康福祉部子ども・家庭局）
- ・ 婦人保護施設において、配偶者等からの暴力被害や生活困窮など、さまざまな事情により困難を抱えている女性を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行います。（健康福祉部子ども・家庭局）

イ 子育ての支援

- ・ 児童相談所において、児童の福祉に関する相談を受け、児童の家庭や、地域の状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な調査、判定等を行い、処遇方針を定め、市町等の関係機関と連携して、児童とその家族の支援等を行います。（健康福祉部子ども・家庭局）

- ・ 家庭の経済状況等に関わらず、安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを「出産・育児まるっとサポートみえ（三重県版ネウボラ）」により推進します。（健康福祉部子ども・家庭局）
- ・ 関係機関が主体的に連携し、若年層の予期せぬ妊娠に対する相談や育児不安を解消する取組を支援します。（健康福祉部子ども・家庭局）
- ・ 平成26年度に策定した「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、市町が保育所、認定こども園、放課後児童クラブの整備等を着実に実行できるよう支援します。（健康福祉部子ども・家庭局）
- ・ ひとり親家庭等の子どもの保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブを利用するひとり親家庭を支援します。（健康福祉部子ども・家庭局）
- ・ 保育士等を対象とした人権保育専門研修により、子どもの貧困に関する保育士の理解を深めるよう努めます。（健康福祉部子ども・家庭局）

ウ 保護者の健康確保

- ・ 特定妊婦や要支援家庭等のハイリスクケースを早期に把握し支援するため、平成26年度に県内で統一した妊娠届出時アンケートを活用した医療機関と市町との連携、市町が行う産前の妊婦健診や医療機関等による産後ケア、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業などの取組を支援します。（健康福祉部子ども・家庭局）
- ・ ひとり親家庭等が必要な医療を安心して受けることができるよう、引き続き市町が実施する医療費助成事業に要する経費について補助を行います。（健康福祉部医療対策局）
- ・ 生活保護受給者が安心して医療機関で治療を受けることができるよう、生活保護制度の医療費扶助によって必要な支援を行います。（健康福祉部）

② 子どもの生活支援

ア 児童虐待への対応

- ・ 児童相談所の児童虐待への的確な早期対応と、その後の再発防止、家族再統合などの家族支援のため、法的対応や介入型支援を推進します。（健康福祉部子ども・家庭局）

イ 社会的養護の充実

- ・ 保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を保護して、里親や児童養護施設の下で安定した生活環境を整えるとともに、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援します。（健康福祉部子ども・家庭局）
- ・ 社会的養護を必要とする子どもが、家庭的な養育環境の中で豊かに育ち、最善の利益が保障されることをめざし、平成26年度に策定した「三重県家庭的養護推進計画」に基づき、施設の小規模化や里親委託率の向上等、家庭的

養護の推進を図ります。(健康福祉部子ども・家庭局)

ウ 子どもの健康確保

- ・ 子どもの発育・栄養状態の確認等を目的として市町が行う乳幼児健康診査を支援します。(健康福祉部子ども・家庭局)
- ・ 子どもに必要な医療を安心して受けさせることができるよう、引き続き市町が実施する医療費助成事業に要する経費について補助を行います。(健康福祉部医療対策局)

エ 子ども向け電話相談の運営

- ・ 子どもからの相談に対応する窓口として、「こどもほっとダイヤル」、「教育相談」、「いじめ電話相談」、「少年相談 110 番」等により、悩みを抱えた子どもからの相談に応じ解決に向けたサポートを行います。(健康福祉部子ども・家庭局、教育委員会、三重県警察本部)

オ 子どもの居場所の確保

- ・ 放課後児童クラブや地域による学習支援、生活困窮世帯等への学習支援等の取組を通じて、家庭、学校以外で子どもが安全に安心して過ごすことができる居場所づくりを進めます。(健康福祉部子ども・家庭局、教育委員会、健康福祉部)
- ・ 国や民間機関による支援制度の周知・活用等により、NPO、社会福祉法人、企業等を支援し、民間と連携した子どもの居場所づくりを推進します。(健康福祉部子ども・家庭局、健康福祉部)

③ 子どもの自立支援

ア 社会的養護の子どもへの自立支援

- ・ 自立援助ホームに入居する子ども等に対する就職活動等の自立支援を行うとともに、児童養護施設等を退所した子ども等が施設等に帰省した際の宿泊費用等の経費の補助をするなど、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進します。また、児童養護施設等を退所した子どもや里親委託解除後の子ども等に対し、家賃相当額や生活費等の貸付を行うとともに、就職やアパートの賃借等に必要となる身元保証人の確保対策を行います。(健康福祉部子ども・家庭局)

イ 若者への就労支援

- ・ 国等関係機関と一体的に運営する「おしごと広場みえ」を中心に、雇用関係情報の提供、職業相談・紹介、キャリアカウンセリング、就職支援関連セミナーなど、総合的な若年就職支援サービスを提供します。(雇用経済部)
- ・ 若年者の安定した雇用により経済的基盤を確立できるよう、就職時のミスマッチ解消に向けた支援として、正規雇用を促進するためのセミナーの開催や、県内中小企業・小規模企業の魅力発信のサポートなどに取り組みます。

- (雇用経済部)
- ・ 地域若者サポートステーションにおいて、自立訓練や就労体験等を実施し、若年無業者の職業的自立を支援する人材育成を行います。(雇用経済部)
- ・ 働く意欲のある若者が、経済状況に関わらず、技能習得の機会を与えられるよう、三重県が設置運営する津高等技術学校の授業料の免除等を行います。(雇用経済部)

④ 住宅支援

- ・ 母子世帯、父子世帯、多子世帯など住宅困窮度の高い子育て世帯について、県営住宅の入居者募集にあたり優先的な取扱いとすることで、子育て世帯の居住の安定を支援します。(県土整備部)
- ・ 「生活困窮者自立支援法」に基づき、離職等により住居を喪失またはそのおそれのある者に住居確保給付金を支給します。(健康福祉部)
- ・ ひとり親家庭に対して住宅資金(住宅の建設等に必要な資金)や転宅資金(住居の移転に必要な資金)の貸付を行います。(健康福祉部子ども・家庭局)

【目標とモニタリング指標】

	項 目 名	現 状	平成 31 年度
■	ひとり親家庭等日常生活支援事業が実施された市町数	8 市町 (H26)	29 市町
□	三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)相談件数	233 件 (H26)	—
□	生活保護世帯に属する子どもの就職率(中学校卒業後)	1.4% (H26)	—
□	生活保護世帯に属する子どもの就職率(高等学校等卒業後)	57.9% (H26)	—
□	児童養護施設の子どもの就職率(中学校卒業後)	5.7% (H26)	—
□	児童養護施設の子どもの就職率(高等学校等卒業後)	72.7% (H26)	—
□	妊娠期から子育て期にわたる総合的な窓口が整備されている市町数	24 市町 (H26)	—
□	妊娠届出時等に医療機関と情報提供等の連携した市町数	10 市町 (H26)	—

注) 目標は■ モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標: 目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

(3) 保護者に対する就労の支援

貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施および就職のあっせんなど、貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援を行い

ます。

① 親の就労支援

- ・ 生活保護受給者に対して、就労準備段階における支援、福祉事務所の就労支援プログラムを活用した支援、福祉事務所に配置された就労支援員による支援、生活保護ケースワーカーによる就労支援を行います。早期の自立が見込まれる者については、福祉事務所とハローワークとの連携により、就労支援チームを設置し、決定された支援方針に基づき、集中的な就労支援を行います。また、一定の条件を満たす者に、就労活動促進費や就労自立給付金を支給します。(健康福祉部)
- ・ 生活困窮者に対して、一定の条件を満たす者に、就労準備段階から一般就労に向けた支援を行うとともに、就労が可能な者に対しては、自立相談支援事業による就労支援を実施します。早期の自立が見込まれる者については、自立相談支援事業を実施する機関とハローワークとの連携により、就労支援チームを設置し、決定された支援方針に基づき、集中的な就労支援を行います。(健康福祉部)
- ・ 三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)において、ひとり親家庭の父母等の就業、就労等に関する相談支援、パソコン教室などの就業支援講習会、就業情報の提供などを行います。(健康福祉部子ども・家庭局)
- ・ ひとり親家庭の父母が就職に有利な資格を取得できるよう、指定教育訓練講座受講費用の支給(自立支援教育訓練給付金)や修学期間中の経済的支援(高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練促進資金貸付事業)を行うとともに、自立支援プログラムを策定し、早期就労への支援を行います。(健康福祉部子ども・家庭局)
- ・ 就労経験がないまたは就労経験の乏しい母子家庭の母等を対象に、実際の就職に必要な技能・知識を取得させるための職業訓練を専修学校等に委託し実施します。(雇用経済部)
- ・ 子育て期の女性の就労を支援するため、津高等技術学校で実施する訓練の一部で、総訓練時間の短縮や訓練開始時間の変更を行うとともに、専修学校等に委託して行う職業訓練において、託児サービス付き職業訓練を実施します。(雇用経済部)
- ・ 離転職者を対象とした6か月の施設内訓練コースのうち、パソコンCAD科・オフィスビジネス科については、総訓練時間の短縮化や訓練開始時間を通常より遅くし、就労を希望する子育て世代等の就職支援コースを設定します。(雇用経済部)
- ・ 就労意欲を持つ女性に対し、キャリアカウンセリングを実施するとともに、女性向けセミナーおよび企業向けセミナーの開催、再就職支援ウェブサイトの運営、研修等により再就職を支援します。(雇用経済部)
- ・ 国等関係機関と一体的に運営する「おしごと広場みえ」において、雇用関係情報の提供、職業相談・紹介、キャリアカウンセリング、就職支援関連セ

ミナーなど、総合的な若年就職支援サービスを提供します。(雇用経済部)

② 親の学び直しの支援

- ・ ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための支援を行います。(健康福祉部子ども・家庭局)

【目標】

	項 目 名	現 状	平成31年度
■	就労支援を行う生活困窮者の人数	—	540人
■	三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)就業実績件数	3件 (H26)	40件
■	高等職業訓練促進給付金受給者(資格取得者に限る)のうち常勤雇用となった者の割合	79% (H25)	90%

注) 目標は■で表記

(4) 経済的支援

各種の手当等の支給、貸付金の貸付など、貧困の状況にある子どもに対する経済的支援を行います。

① 手当の支給等による支援

- ・ 児童扶養手当や特別児童扶養手当により、ひとり親家庭の児童や障がい児に対して経済的支援を行います。(健康福祉部子ども・家庭局)
- ・ 児童手当により、子育て世帯への経済的支援を行います。(健康福祉部子ども・家庭局)
- ・ ひとり親家庭に対して生活資金等の貸付を行います。(健康福祉部子ども・家庭局)
- ・ 低所得者世帯に対して生活資金等の貸付を行います。(健康福祉部)
- ・ 結婚歴のないひとり親家庭に対する、所得税法等における寡婦(夫)控除のみなし適用の拡大について検討します。(健康福祉部子ども・家庭局)

② 養育費の確保に関する支援

- ・ 三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)や福祉事務所等において、弁護士等による養育費に関する相談支援を行います。(健康福祉部子ども・家庭局)

【目標とモニタリング指標】

	項 目 名	現 状	平成31年度
■	母子家庭で養育費を受給している割合	45%	60%

		(H26)	
□	母子世帯の年間世帯収入額（中央値の階層）	200～250 万円未満 (H26)	—
□	児童扶養手当の受給者数	14,428人 (H26)	—

注) 目標は■ モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標： 目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

(5) 包括的かつ一元的な支援

行政、学校、関係機関・団体等が、各種相談や取組を通じて探知した情報を共有・活用し、貧困の状況にある子どもおよびその保護者を早期に発見し、包括的かつ一元的な支援が行える体制の整備を図ります。

- ① 行政内部の連携や行政、学校、関係機関・団体等の連携体制の構築
 - ・ 県内全ての地域において、貧困の状況にある子どもおよびその保護者を早期に発見し、必要な支援につなぐことができるよう、地域の実情に応じた体制整備や取組への支援を進めます。(健康福祉部子ども・家庭局)
- ② 相談機能の強化
 - ・ 県の相談窓口（県福祉事務所、児童相談所、女性相談所、三重県母子・父子福祉センター）において、貧困の状況にある子どもおよびその保護者を必要な支援に確実につなぐことができるよう体制整備を図ります。(健康福祉部、健康福祉部子ども・家庭局)
 - ・ 生活困窮家庭（生活保護世帯も含む）の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修や、ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子自立支援員など、ひとり親家庭等の相談関係職員に対する研修を行います。(健康福祉部、健康福祉部子ども・家庭局)
 - ・ 地域の身近な相談役として活躍する民生委員・児童委員の活動に対する支援や資質向上を図るための研修を実施します。(健康福祉部)
 - ・ 外国人住民の生活全般にわたるさまざまな相談に対応するため、市町では配置が難しい少数言語も含めた多言語による相談窓口を設置するとともに、外国人相談窓口担当者等を対象とした研修会を実施し、県内各地域での外国人相談窓口での機能の充実を図ります。(環境生活部)
 - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置・派遣や、研修会の開催等による教員の資質の向上等により、学校における貧困をはじめとするさまざまな教育相談に対応する相談機能の充実を図ります。(教育委員会)

③ 子どもの貧困対策推進に向けた機運の醸成

- ・ 子どもの貧困に関する周知啓発等を行い、県、市町、学校、関係機関・団体、企業、そして県民が連携協働して子どもの貧困対策を進める機運の醸成を図ります。(健康福祉部子ども・家庭局)

【目標】

	項目名	現状	平成31年度
■	子どもの貧困に対する包括的かつ一元的な対応が行われている市町数	—	29市町

注) 目標は■で表記